①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法										（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施			2．就学援助の申請方法						
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容			（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
21	21	21	21	21	19	0	13	13	9	7	11	9	16	0	2	2	2	19	11	19	3	2	1	2	2
愛媛県	松山市	教育委員会事務局　学校教育課	089-948-6746	gkkyoiku@city.matsuyama.ehime.jp	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syugakuenjyo.html		○	○		○	○	○	○				○		・学校・教育委員会だけでなく、福祉部局や子育て部局にもチラシを設置し、広く周知するようにしている。 ・各費目の援助額や年間総援助額を記載している。	○					
愛媛県	今治市	今治市教育委員会事務局 学校教育課	0898-36-1601	gakukyou@imabari-city.jp	https://www.city.imabari.ehime.jp/		○			○		○	○					○		○					
愛媛県	宇和島市	宇和島市　教育委員会　教育総務課	0895-49-7030	kyoiku@city.uwajima.lg.jp	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html		○	○	○			○	○					○		○					
愛媛県	八幡浜市	八幡浜市教育委員会学校教育課	0894-22-3111	gakkoukyouiku@city.yawatahama.ehime.jp	http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014080600133/		○	○			○	○	○					○	各費目の援助額や年間総援助額を記載している	○					
愛媛県	新居浜市	教育委員会事務局学校教育課	0897-65-1301	gakkou@city.niihama.lg.jp	http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/		○		○				○				○			○	○				
愛媛県	西条市	学校教育課　学務係	0897-56-5151	gakkokyoiku@saijo-city.jp	http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0048.html		○		○	○	○		○					○	・福祉部発行のハンドブックに記載。 ・在校生の保護者に対し、制度についての書類を年1回配布。学校だよりに年2回掲載。 ・転入学生には、転入学時にその他の書類と合わせて配布。	○					
愛媛県	大洲市	大洲市教育委員会事務局　教育総務課	0893-24-1733	gakkoukyouiku@city.ozu.lg.jp	http://www.city.ozu.ehime.jp/		○	○			○	○	○					○		○					
愛媛県	伊予市	伊予市教育委員会事務局学校教育課	089-989-9871	g-kyouiku@city.iyo.lg.jp	https://www.city.iyo.lg.jp					○	○		○					○	家庭環境に変化のあった者に対しては、教員から個別に該当者へ制度の案内を行っている。	○					
愛媛県	四国中央市	四国中央市教育委員会教育指導部学校教育課	0896-28-6045	gakkyo1@city.shikokuchuo.ehime.jp	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kyouikuiinkai/index.html		○	○	○			○			○	家庭訪問時に、担任教諭が各家庭の実情を見て、就学援助制度の説明をしている。		○	配布文書には、簡潔で読みやすい文章、申請に必要な書類等を表にすることで、分かりやすくまとめている。	○					
愛媛県	西予市	西予市教育委員会教育部学校教育課	0894-62-6414	gakkoukyouiku@city.seiyo.ehime.jp	http://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/shuugakushienn/2127.html		○		○		○		○					○	全児童生徒の保護者に対し学校を通じて制度案内を配布し、周知を図る。また、就学援助制度のQ&Aを作成したり、保護者にわかりやすいように案内文の内容を工夫している。	○				○	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給のため、全入学予定者の保護者に対して就学援助制度案内及び申請書等の書類を送付している。
愛媛県	東温市	東温市教育委員会学校教育課	089-964-4420	gakkokyoiku@city.toon.lg.jp	http://www.city.toon.ehime.jp/life_theme/kyouiku/syugaku/syugakuenjo.html		○	○		○			○					○	就学児健診や学用品販売、進級時のみではなく、担任から家庭訪問等で周知も行っている。	○	○			○	市ホームページからダウンロード
愛媛県	上島町	上島町教育委員会　教育課	0897-77-2207	kyouiku@town.kamijima.ehime.jp	https://www.town.kamijima.lg.jp/			○										○		○					
愛媛県	久万高原町	久万高原町教育委員会　学校教育班	0892-21-0139	kyouiku@kumakogen.jp					○				○					○		○					
愛媛県	松前町	学校教育課	089-985-4125	411somu@town.masaki.lg.jp				○			○							○		○					
愛媛県	砥部町	砥部町教育委員会　学校教育課	089-962-4820	090kyoiku@town.tobe.ehime.jp	http://www.town.tobe.ehime.jp/		○	○		○	○	○	○					○	毎年1月に、在校する児童生徒全員を対象に、保護者に対して就学援助希望調査を実施している。就学援助の申請希望の有無を記入したものを、送付した封筒(封筒表面は無記名)に入れ各学校が回収する、申請希望の有無に関わらず全件について申請の意思確認を行っている。	○	○		○		
愛媛県	内子町	内子町教育委員会事務局学校教育課	0893-23-9255	gakoukyouiku-s@town.uchiko.ehime.jp	https://www.town.uchiko.ehime.jp/			○							○	毎年、保護者への周知文書を教育委員会で作成し、新入学児童と在学児童生徒の保護者全員に配布するよう学校に周知している。		○		○					
愛媛県	伊方町	教育委員会事務局	0894-38-2660	gakkokyoiku@town.ikata.ehime.jp	https://www.town.ikata.ehime.jp/			○			○		○					○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。	○					
愛媛県	松野町	教育課	0895-42-1118	m-kyouiku@town.matsuno.ehime.jp	http://www.town.matsuno.ehime.jp/				○		○		○					○		○					
愛媛県	鬼北町	教育課	0895-45-1111	kyouiku@ｔｏｗｎ.kihoku.ehime.jp	https://www.town.kihoku.ehime.jp/					○	○							○		○					
愛媛県	愛南町	愛南町教育委員会　学校教育課	0895-72-1113	gakkokyoiku@town.ainan.ehime.jp	http://ainan-t.esnet.ed.jp/		○	○	○			○	○					○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○			
愛媛県	篠山小中学校組合	愛南町教育委員会　学校教育課	0895-72-1113	gakkokyoiku@town.ainan.ehime.jp	http://ainan-t.esnet.ed.jp/		○	○	○			○	○					○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（３）ツを選択した場合 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学級納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	倍	倍				
21	21	21	20	18	18	19	20	6	6	18	18	6	6	9	16	10	4	2	0	6	16	0	6	4		
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		具体的な要件を設けているものではなく、申請者からの申し立て及びその事実を証明する書類に基づき、個別に認定している。例えば、失業により、経済状況が大幅に悪化した場合等。		20%未満	20%未満
愛媛県	今治市	○															○				1.3				15%未満	15%未満
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4			（ア）から（セ）に掲げる者のうち、同一生計世帯全員の収入合計が生活保護基準額1.4倍以内の者について認定している。	20%未満	15%未満
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		特別の教育的配慮が必要であると認められる者		15%未満	15%未満
愛媛県	新居浜市	○	○				○																		15%未満	15%未満
愛媛県	西条市	○	○		○	○	○			○	○				○	○					1.3				10%未満	15%未満
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1		児童生徒を就学させることが困難な状況にあると教育委員会が認める者		15%未満	20%未満
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○										15%未満	15%未満
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○	○									○					1.3			ひとり親世帯に関しては、１．５倍の係数。	15%未満	10%未満
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3			生活保護基準は、平成25年8月以前のものを使用。	10%未満	15%未満
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満
愛媛県	久万高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			認定に係る理由書の添付（保護者からの申請理由、校長の証明及び地区民生委員の証明）		10%未満	10%未満
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				15%未満	15%未満
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.5		当該児童又は生徒を就学させることが困難な状態にあると教育委員会が認めるもの	【課税所得等の分類】生計を同一にするものの収入見込額を合算した額。ただし、生活保護法による収入認定において収入として認定しないものを除く。【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満	10%未満
愛媛県	伊方町	○	○	○		○	○			○	○				○	○				○	1.3		【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		15%未満	20%未満
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				20%未満	20%未満
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1				15%未満	15%未満
愛媛県	愛南町	○	○	○	○	○	○			○	×			○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
愛媛県	篠山小中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	×			○	○	○					1.3				10%未満	15%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																				（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
21	21	0	0	0	2	2	1	19	19	0	0	0	0	1	1	1	20	20	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	19	19	0	2	2	2	0	0	0	18
愛媛県	松山市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	55,083								・通学用品費は２、３年生のみ支給 ・通学費の０円は実績額。（実績なし） ・修学旅行費の支給平均額は平成30年度の実績額。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は令和元年度予算単価。
愛媛県	今治市							○	22,320								○	47,400		○	204,490											○	55,900	52,233				・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、Ｈ30年度実績額 ・医療費はＨ31(Ｒ元)年度予算単価
愛媛県	宇和島市							○	22,510								○	57,400											○	56,573								通学用品費は中学校2年～3年生のみ支給。実費支給の費目については、見込額の算出が困難であるため、平成30年度実績より算出。
愛媛県	八幡浜市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	68,000								・通学費実績なし ・支給平均額は、令和元年度予算に計上した単価
愛媛県	新居浜市							○	22,510								○	57,400		○	28,800								○	47,000								通学用品費については第1学年を除く。 医療費及び校外活動費(泊有）については支給実績なし。
愛媛県	西条市				○	22,510											○	47,400		○	0								○	61,000								通学費、医療費は実績なし。新入学児童生徒学用品費は57,400円への増額を検討中
愛媛県	大洲市							○	22,320								○	47,400											○	80,000								通学用品費は、学用品費と合わせて支給 （学用品費＋通学用品費＝22,320円）
愛媛県	伊予市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	63,236								通学費、医療費については、該当者がいないため、実績無し。 項目により、未執行のものがあり、記入が困難なため平成30年度の実績を記載している。
愛媛県	四国中央市							○	22,320								○	47,400											○	46,879								
愛媛県	西予市							○	22,510								○	57,400		○	35,000								○	67,787								「支給平均額」には、「30年度当初予算計上の単価」で記入。 「体育実技用具費」については、実績がないため、「平均支給額」を0円としている。
愛媛県	東温市							○	22,510								○	57,400		○	0											○	60,300	60,300				通学費については、該当者なし。 医療費については、支給対象には含んでいるものの本市の事業「子ども医療制度」により、医療費がかからないため、該当者なし。
愛媛県	上島町				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550													○	70,000								校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費については、実績なし。
愛媛県	久万高原町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	69,507								通学費・医療費・宿泊を伴わない校外活動費は実績がない 修学旅行費・学校給食費・宿泊を伴う校外活動費は30年度の実績
愛媛県	松前町							○	26,820								○	47,400		○	0								○	55,000								支給平均額は30年度の実績額とする。
愛媛県	砥部町							○	22,510								○	57,400		○	208,670								○	51,791								修学旅行費を除いて平均支給額は平成30年度実績により記入。医療費実績なし。 卒業アルバム代等は、令和元年度新規予算計上。 校外活動費（宿泊を伴うもの）は、少年の家利用補助金により全額援助。
愛媛県	内子町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	70,705								平均支給額はH30年度の実績による。通学用品費は第2・第3学年。全体の71%。 通学費及び医療費、校外活動費（宿泊を伴なうもの）は対象費目であるが実績なし。
愛媛県	伊方町							○	22,320								○	23,550											○	0								・修学旅行費及び医療費実績なし ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（学校内でのけが）及び子ども医療費助成（校外での病気・けが）を支払うため
愛媛県	松野町							○	24,760								○	57,400											○	63,000								
愛媛県	鬼北町							○	22,320								○	57,400											○	59,300								
愛媛県	愛南町							○	21,700								○	22,900											○	70,000								医療費は、実績なし。
愛媛県	篠山小中学校組合							○	21,700								○	22,900											○	70,000								医療費は、実績なし。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2） クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
21	21	5	2	2	5	7	0	11	0	0	0	1	0	0	2	2	0	3	2	0	2	1	0
愛媛県	松山市					○									○			○			オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与は、小学校の社会副読本や中学生に配布する市内地図など、一部の教材を児童生徒に無償で支給している。		
愛媛県	今治市					○													○				
愛媛県	宇和島市							○															
愛媛県	八幡浜市				○	○																	
愛媛県	新居浜市	○			○	○												○	○				
愛媛県	西条市	○	○																				
愛媛県	大洲市							○															
愛媛県	伊予市							○															
愛媛県	四国中央市	○		○											○								
愛媛県	西予市				○	○										○					ヘルメット、自転車、雨合羽の補助を行っている。		
愛媛県	東温市							○															
愛媛県	上島町							○															
愛媛県	久万高原町							○										○					
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○																	
愛媛県	砥部町	○										○											
愛媛県	内子町							○															
愛媛県	伊方町							○								○						全児童・生徒に対し入学に伴う入学支度金として、地域振興券（商品券）配布。（小学生@30,000円・中学生@30,000円 ）	
愛媛県	松野町							○															
愛媛県	鬼北町				○	○																	
愛媛県	愛南町							○															
愛媛県	篠山小中学校組合							○															